

別紙

議案第 1 - 1 号

屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

1 指定理由

平成 23 年 3 月に、供用を開始した県道矢吹小野線（あぶくま高原道路）の「石川母畑インターチェンジ」から「蓬田パーキングエリア」までの区間について、既に供用している区間と同様の屋外広告物の規制地域等とするため、その道路区間及び接続地域を指定するものです。

2 指定地域

(1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第 3 条第 9 号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道矢吹小野線 (あぶくま高原道路)	西白河郡矢吹町赤沢 290 番地先 (矢吹インターチェンジ入口)	石川郡石川町大字母畑字牛沼 167 番 8 地先 (石川母畑インターチェンジ出口) ※①	道路用地の境界線から両側 500メートル以内の区域
	石川郡平田村大字下蓬田字空釜 476 番地先 (蓬田パーキングエリア) ※②	田村郡小野町大字小野新町字馬番 88 番 9 地先 (小野インターチェンジ出口)	
(現道)	石川郡玉川村大字南須釜字中窪 92 番 3 地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字 <sup>ひりゅう</sup> 蒜生字羽根石 78 番 1 地先 (国道 118 号交差点)	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道矢吹小野線 (あぶくま高原道路)	西白河郡矢吹町赤沢 290 番地先 (矢吹インターチェンジ入口)	(削除)	道路用地の境界線から両側 500メートル以内の区域
	(削除)	田村郡小野町大字小野新町字馬番 88 番 9 地先 (小野インターチェンジ出口)	
(現道)	石川郡玉川村大字南須釜字中窪 92 番 3 地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字 <sup>ひりゅう</sup> 蒜生字羽根石 78 番 1 地先 (国道 118 号交差点)	

※ 平成 23 年 3 月に、県道矢吹小野線（あぶくま高原道路）の「石川母畑インターチェンジ」から「蓬田パーキングエリア」までの区間が供用を開始したことに伴い、現行の当該規制地域等の終点※①と始点※②を削除し、全線を当該規制地域等とするよう改正する。

別紙

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢 290 番地先 (矢吹インターチェンジ入口)	石川郡石川町大字母畑字牛沼 167 番 8 地先 (石川母畑インターチェンジ出口) ※①	道路用地の境界線から両側 1,000メートル以内の区域
(あぶくま高原道路)	石川郡平田村大字下蓬田字空釜 476 番地先 (蓬田パーキングエリア) ※②	田村郡小野町大字小野新町字馬番 88 番 9 地先 (小野インターチェンジ出口)	
(現道)	石川郡玉川村大字南須釜字中窪 92 番 3 地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石 78 番 1 地先 (国道 118 号交差点)	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢 290 番地先 (矢吹インターチェンジ入口)	(削除)	道路用地の境界線から両側 1,000メートル以内の区域
(あぶくま高原道路)	(削除)	田村郡小野町大字小野新町字馬番 88 番 9 地先 (小野インターチェンジ出口)	
(現道)	石川郡玉川村大字南須釜字中窪 92 番 3 地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石 78 番 1 地先 (国道 118 号交差点)	

※ 平成23年3月に、県道矢吹小野線（あぶくま高原道路）の「石川母畑インターチェンジ」から「蓬田パーキングエリア」までの区間が供用を開始したことに伴い、現行の当該規制地域等の終点※①と始点※②を削除し、全線を当該規制地域等とするよう改正する。

別紙

議案第 1 - 2 号

屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

1 指定理由

- (1) 一般国道 121 号（会津縦貫北道路）の一部供用開始（喜多方インターチェンジ～塩川インターチェンジ）に伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側 100 メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側 1000 メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。
- (2) 一般国道 121 号のバイパスの供用開始に伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側 1000 メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。
- (3) 一般国道 121 号（旧道）の移管等により、県道及び市道となった区間については、従前から両側 1000 メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定しており、同区域を路線名を変更して、規制地域等として指定するものです。

2 指定地域

- (1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第 3 条第 9 号の規定による地域）

（現行）

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道 121 号 （現道）	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り 522 番 1 地先（国道 118 号交差点）	南会津郡下郷町大字豊成字頓平 5734 番 2 地先（会津線刈合跨道橋）	道路用地の境界線から両側 100 メートル以内の区域
（会津縦貫北道路）	喜多方市塩川町遠田字東谷地 5 番地先（塩川インターチェンジ入口）※⑦	河沼郡湯川村大字笈川字中谷地 5 番 1 地先（湯川北インターチェンジ出口）	

（改正案）

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道 121 号 （現道）	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り 522 番 1 地先（国道 118 号交差点）	南会津郡下郷町大字豊成字頓平 5734 番 2 地先（会津線刈合跨道橋）	道路用地の境界線から両側 100 メートル以内の区域
（会津縦貫北道路）	喜多方市関柴町上高 <sup>かみたかひたい</sup> 額字割田 1704 番 1 地先（喜多方インターチェンジ入口）※⑧	河沼郡湯川村大字笈川字中谷地 5 番 1 地先（湯川北インターチェンジ出口）	

※ 平成 23 年 11 月に、一般国道 121 号（会津縦貫北道路）の「塩川インターチェンジ」から「喜多方インターチェンジ」の区間が供用を開始したことに伴い、当該規制地域等の現行の始点※⑦を※⑧に改正する。

別紙

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道 121 号 (現道)	喜多方市岩月町入田付字大峠 7814 番 1 地先 (山形県境) ※①	南会津郡南会津町糸沢字団子石 3316 番 1 地先 (栃木県境)	道路用地の境界線から両側 1,000メートル以内の区域
	喜多方市熱塩加納町熱塩字桧沢山国有林喜多方事業区六一林班ほ小班先 (山形県境) ※⑤	喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山 2134 番 26 地先 (県道日中喜多方線接続点) ※③	
	喜多方市松山町鳥見山字三百刈 5667 番 1 地先 (県道日中喜多方線交差点) ※④	喜多方市字上江 3645 番 4 地先 (国道 459 号交差点) ※⑥	
(会津縦貫北道路)	喜多方市塩川町遠田字東谷地 5 番地先 (塩川インターチェンジ入口) ※⑦	河沼郡湯川村大字笈川字中谷地 5 番 1 地先 (湯川北インターチェンジ出口)	
県道喜多方西会津線	喜多方市字山の神 2409 番地先(国道 121 号交差点) ※⑨	耶麻郡西会津町野沢字南松原甲 1028 番 77 地先(国道 49 号交差点)	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道 121 号 (現道) ※ 1	喜多方市熱塩加納町熱塩字桧沢山国有林喜多方事業区六一林班ほ小班先 (山形県境) ※⑤	南会津郡南会津町糸沢字団子石 3316 番 1 地先 (栃木県境)	道路用地の境界線から両側 1,000メートル以
	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	
(会津縦貫北道路) ※ 2	喜多方市関柴町上高額字割田 1704 番 1 地先 (喜多方インターチェンジ入口) ※⑧	河沼郡湯川村大字笈川字中谷地 5 番 1 地先 (湯川北インターチェンジ出口)	
県道喜多方西会津線 ※ 3	喜多方市字岩月町宮津字西田窪 5384 番 4 地先(国道 121 号交差点) ※⑩	耶麻郡西会津町野沢字南松原甲 1028 番 77 地先(国道 49 号交差点)	
市道(喜多方市)上岩崎・大峠線 ※ 4	喜多方市岩月町入田付字西ノ入国有林 96 林班イ小班(山形県境) ※⑪	喜多方市岩月町宮津字西田窪 5378 番 4 番地先(国道 121 号交差点)	

## 別紙

- ※1 一般国道121号(現道)  
国から県又は市に一部区間が移管されたこと及びバイパスの全線について供用を開始したことに伴う所要の改正を行う。
  - (1) 喜多方市に「喜多方市岩月町入田付字大峠 7814 番1地先 (山形県境)」から「喜多方市岩月町宮津字西田窪 5378 番4番地先(国道121号交差点)」の区間が移管されたことに伴い、現道の始点を現行の※①から※⑤に改正する。これにより全線を当該規制地域等とするよう改正する。
  - (2) 「県道日中喜多方線接続点」から「県道日中喜多方線交差点」までのバイパスが全線の供用を開始したことに伴い、現行の終点※③及び始点※④を削除する。
  - (3) 全線をひとつの当該規制区域等として指定するため、これまで分割して指定していた現行の始点※⑤から終点※⑥の区間のうち終点※⑥を削除する。
- ※2 一般国道121号(会津縦貫北道路)  
平成23年11月に、一般国道121号(会津縦貫北道路)の「塩川インターチェンジ」から「喜多方インターチェンジ」の区間が供用を開始したことに伴い、当該規制地域等の現行の始点※⑦を※⑧に改正する。
- ※3 県道喜多方西会津線  
国からの移管により、一般国道121号の「喜多方市字山の神 2409 番地先(国道121号交差点)」から「喜多方市字岩月町宮津字西田窪 5384 番4地先(国道121号交差点)」までの区間が県道となったため、当該県道の他の区間と同様の規制区域等とするため現行の始点※⑨を※⑩に改正する。
- ※4 市道(喜多方市)上岩崎・大峠線  
国からの移管により、一般国道121号の「喜多方市岩月町宮津字西田窪 5378 番4番地先(国道121号交差点)」から「喜多方市岩月町入田付字西ノ入国有林96林班イ小班(山形県境)」までの区間が市道となったため、従前とおりの規制区域等に指定するための改正を行う。なお、国から喜多方市への移管時に始点の表記が※①から※⑪に変更になっている。